

2026年3月16日
富士チタン工業株式会社

各 位

次世代育成支援法および女性活躍推進法の定めに基づく 一般事業主行動計画の変更について

当社は、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、社員一人ひとりが多様な働き方を実現できる職場環境の整備に取り組んでおります。

このたび、行動計画の進捗状況をふまえ、目標の達成状況に応じて、以下のとおり行動計画の見直しを実施いたしました。

記

【次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画】

- ・当初の計画期間：2024年4月1日～2027年3月31日
- ・変更後の計画期間：2024年4月1日～2026年3月31日

策定した行動計画の目標を達成したため、計画期間を前倒しで終了いたします。また、法改正に伴い、育児休業取得率および所定外労働時間の数値目標を新たに設定し、計画終了までの短期間ではありますが、これまでに得られた成果を活かし、より良い働き方の定着と継続に向けた取組を実施いたします。詳細は別紙をご参照ください。

【女性活躍推進法に基づく行動計画】

- ・当初の計画期間：2024年4月1日～2027年3月31日
- ・変更後の計画期間：2024年4月1日～2026年3月31日

現行計画に掲げた目標の達成が困難であり、また、当初の計画期間終了までに実効的な見直しを行うことも困難であると判断したため、2026年3月31日をもって計画期間を終了いたします。今後は、次期行動計画の策定に向け、現行計画の課題を踏まえた目標の見直しを行ってまいります。

以 上

別紙 次世代育成支援法の定めに基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日 ～ 2026年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員 … 取得率65%以上

女性社員 … 女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて
取得率100%を維持・継続する

<対策>

- ・2024年4月～ 育児・介護休業制度の周知と育休取得促進に向けた社内啓発
(従業員説明会／社内報を通じた育休取得のモデルケース紹介)
- ・2025年4月～ 育児休業制度の理解と活用促進に向けた研修
- ・2026年3月～ 育休実績の社内報掲載と取得促進メッセージ発信、経営層への報告

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を1か月あたり15時間未満とする。

<対策>

- ・2024年4月～ 時間外労働削減に向けた管理職啓発とアクションプランの展開
ノー残業デーの継続実施と勤務時間の適正管理に向けた定期報告
- ・2026年3月～ 時間外労働の実態共有と削減に向けた社内啓発、経営層への実績報告